



平成 27 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名 代表取締役 桑田 正明
(コード：4798 東証第二部)
問合せ先 取締役 CFO 水野 進
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

訴訟の一部和解に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 9 月 19 日付「当社旧経営陣等に対する訴訟提起及び調停申立に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、第三者割当増資に係る平成 25 年度（判）第 33 号金融商品取引法違反審判事件（有価証券報告書等虚偽記載）に関してその責任を追及する為、当社旧経営陣 6 名及び不動産鑑定士に対し損害賠償請求訴訟を提起、当社旧経営陣 2 名及び出資者に対して損害賠償請求調停を申し立てておりましたが、一部の被告との和解が成立し、本日付で和解調書を確認することが出来ましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 和解の相手方

(1) 被告 B 氏

・原告当時取締役相談役 (平成 20 年 8 月 11 日就任)

(2) 被告 D 氏

・原告当時監査役 (平成 16 年 8 月 19 日就任)

(3) 被告 E 氏

・原告当時（社外）監査役 (平成 11 年 11 月 21 日就任)

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

(1) 訴訟の提起の概要

平成20年 5 月20日	連結指標で約10億円の債務超過に陥る。
平成21年 4 月28日	本件増資において、株式会社K社等から不動産等の現物出資を受ける旨を適時開示。
平成25年10月31日	証券取引等監視委員会開示検査課により、本件増資により現物出資を受けた不動産の一部につき、評価額が過大に計上されているとの指摘を受ける。
平成25年11月15日	第三者調査委員会設置。
平成25年12月 4 日	証券取引等監視委員会より内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第 1 項の規定に基づき、当社に対し3億5,329万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告。
平成25年12月19日	関東財務局からの過去の有価証券報告書等の訂正命令の発出。
平成26年 1 月 6 日	株式会社東京証券取引所より当社株式の監理銘柄（確認中）の指定。

平成26年1月16日	金融商品取引法第178条第1項の規定に基づく審判期日。
平成26年2月6日	当社株式の監理銘柄（確認中）の解除。
平成26年2月7日	株式会社東京証券取引所より、上場契約違約金1,000万円の徴求の公表。
平成26年2月8日	株式会社東京証券取引所より、当社株式の特設注意市場銘柄の指定。
平成26年2月13日	金融庁長官より3億5,329万円の課徴金納付命令。
平成26年5月20日	連結指標で、743,608千円（株主資本）の債務超過に陥る。
平成26年9月19日	旧経営陣等に対する訴訟提起及び調停申立

(2) 和解に至るまでの経緯

当社は、平成21年5月に実施された現物出資に伴う増資手続（以下、「本件現物出資」という。）について被告らの善管注意義務、忠実義務違反、不法行為及び資本充実義務違反に該当するとして、損害の賠償を求めてきましたが、当社から本事案に関する個人個人の金銭的責任を追及するに値する証拠資料が提出できず、当時金融庁が各人より聴取した調書を元にした証拠資料しか提出できませんでした。このため、裁判所からは早い段階から、各人の金銭的責任を追及するには証拠不足であり、早期に和解を検討するように示唆されておりました。当社としては、許容出来ずに今日まで争って参りましたが、裁判所からの強い勧告もあり、且つ、謝罪の内容も織り込めたことから、和解に応じることの是非について検討し、これに応じることにいたしました。

3. 和解の概要

- (1) 被告B、被告D及び被告Eは、原告に対し、原告の監査役又は取締役在任中の本件現物出資について、金融庁及び東京証券取引所により、現物出資の対象不動産の評価額が水増しされ、原告の資本充実が図られないと認定をされたことについて遺憾の意を表す。
- (2) 原告は、被告B、被告D及び被告Eが前項において遺憾の意を表したことを評価し、本日、同被告三名に対する本件訴えを取り下げる。
- (3) 被告B、被告D及び被告Eは原告の訴えの取下げに同意する。
- (4) 原告、被告B、被告D及び被告Eは、原告と同被告三名との間には、本件現物出資に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 原告、被告B、被告D及び被告Eは、本和解条項が本件訴訟の他の被告らに対する損害賠償請求権の存否及び金額、責任の所在等に何らの影響を与えないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は各自の負担とする。

4. 今後の見通し

本件一部和解が当社業績予想へ与える影響はございませんが、今後本件訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかになった場合には速やかにお知らせいたします。

また、今後の訴訟・調停につきましては、担当弁護士と協議の上、裁判所の意向とも調整をしながら進めて参りますが、今回の事案が当社に与えた影響は極めて大きいものと考えており、責任を取り得る立場の者への責任追及は今後とも強く求めていきたいと考えております。

以上